

# 山梨県公報

第千三百十九号

平成十四年

九月五日

木曜日

## 目次

### 告示

青少年の生活意識調査の実施…………… 四七一

道路の供用開始(三件)…………… 四七一

換地計画の決定(二件)…………… 四七二

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 四七二

公共測量の実施…………… 四七三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 四七三

### 人事委員会

身体障害者を対象とした平成十四年度山梨県職員採用選考試験の実施…………… 四七三

### 公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 四七五

運転免許等試験の実施の告示の一部改正…………… 四八四

## 告示

### 山梨県告示第三百六十一号

青少年の生活意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十四年九月五日

山梨県知事 天野 建

### 一 調査の目的

この調査は、県内に在住する青少年の行動実態及び生活意識の特質を的確に把握し、今後の青少年行政の各分野での施策を充実させるための基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査事項

1 本人及び家庭に関する事項

- 友人関係に関する事項
- 学校及び職場に関する事項
- 携帯電話等の利用実態に関する事項
- 青少年非行等に関する事項
- 社会参加活動に関する事項
- 郷土に関する事項
- 青少年施策に関する事項

### 三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内に在住し、平成十四年四月一日現在、十二歳から二十三歳までの者から無作為に抽出した二千人

四 調査の期日

平成十四年九月二十日から同年十月四日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

### 山梨県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月五日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	都留道志線	南都留郡道志村字神地八九七四番の四地先から南都留郡道志村字神地八九八四番の四地先まで	一三三・〇	平成十四年九月五日

### 山梨県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月五日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	高畑谷村停車場線	都留市つる五丁目二〇九二番の一地先から 都留市つる五丁目一〇九一番の一地先まで	七〇・〇	平成十四年九月五日

**山梨県告示第三百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月五日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	都留インタール線	都留市つる一丁目七二八番の四地先から 都留市つる一丁目七八六番の一地先まで	三〇〇・〇	平成十四年九月五日

**山梨県告示第三百六十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三 三 一工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十四年九月五日

一 縦覧書類  
換地計画書の写し  
山梨県知事 天野 建

二 縦覧期間  
平成十四年九月六日から同年十月七日まで

三 縦覧場所  
白州町役場

四 異議申立期間  
平成十四年十月八日から同年十月二十二日まで

**山梨県告示第三百六十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三 三 二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十四年九月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十四年九月六日から同年十月七日まで
- 三 縦覧場所  
白州町役場
- 四 異議申立期間  
平成十四年十月八日から同年十月二十二日まで

**公 告**

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月五日

- 山梨県知事 天野 建
- 申請のあった年月日 平成十四年八月二十日
  - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人 ゴミをまちの活力に
  - 代表者の氏名 須山邦昭
  - 主たる事務所の所在地 塩山市上井尻五百四十二番地
  - 定款に記載された目的
- この法人は、塩山市を中心とした周辺地域内から発生する一般廃棄物の焼却処分を抑制し資源化することを目指し、市内から発生する生ごみは回収して有機微生物の発酵作用により堆肥化し、その他の可燃物は発生源からの抑制を生産者や商業者に働きかけながら当面は徹底した分別作業により資源化を図り、肥沃で恵まれた地域の大自然の保全、環境美化、健康増進に寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十四年八月二十二日付けで大月市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成十四年九月五日

- 山梨県知事 天野 建
- 作業種類 公共測量（土地区画整理）
  - 作業期間 平成十四年九月二日から平成十五年三月三十一日まで
  - 作業地域 大月市 JR大月駅周辺地域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十四年九月五日

- 山梨県知事 天野 建
- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
    - 東八代郡一宮町坪井字上高俣一六九四の一、一六九四の二、一六九四の三、一六九四の四、一六九四の五、一六九四の六、一六九四の七、一六九四の八、一六九四の九、一六九四の一〇、一六九四の一、一六九四の二、一六九四の三、一六九四の四、一六九四の一五、一六九四の一六、一六九四の一七、一六九四の一八、一六九四

- の一九、一六九四の二〇、一六九四の二一、一六九四の二二、一六九四の二三、一六九四の二四、一六九四の二五、一六九四の二六、一六九四の二七、一七〇八の一、一七〇八の二、一七〇八の三及び一七〇八の四
- 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
水道 公園 道路 園路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び一宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
和歌山市小松原通三丁目六十九番地 株式会社 浅川組 取締役社長 磯村幹夫

人事委員会

身体障害者を対象とした平成十四年度山梨県職員採用選考試験の実施  
身体障害者を対象とした平成十四年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施する。  
平成十四年九月五日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

- 試験職種、採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

- 受験資格  
自力による運動ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者  
身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者  
山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）  
ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

(ア)日本国籍を有しない者

(イ)地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び受付時間

平成14年10月9日（水）から平成14年11月6日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

郵送の場合は、平成14年11月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1日目	平成14年12月3日（火） 午前9時20分～午後4時 （受付 午前9時～9時20分）	山梨県ボランティアセンター 甲府市丸の内二丁目35-1
第2日目	平成14年12月4日（水） 午前10時50分～午後4時 （受付 午前10時30分～10時50分）	あけぼの医療福祉センター 韮崎市旭町上条南割3313-1

5 試験方法

区 分	内 容
教 養 試 験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高

第1日目	(試験時間90分)	等学校で履修した程度の択一式による筆記試験を行う。 (出題分野別掲)・出題数は30題とする。
	人物試験	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査する。
第2日目	人物試験	人柄、性向等をみるため、個別面接を行う。
	作 文 (試験時間60分)	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
資格調査	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて医師による検査を行う。
	資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 出題分野

社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等

6 合格者の発表

平成14年12月中旬

合格者は、第1日目と第2日目の試験及び資格調査の結果を総合して決定し、山梨県庁の掲示板（スクランブル交差点ぎわ）に受験番号を掲示するとともに、受験者全員に結果を書面で通知する。

なお、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 試験結果の開示

この選考試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、合格通知書等）を持参のうえ、受験者本人が直接来庁する場合に限るものとする。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第2日目までの試験を受験した者	総合ランク	合格発表日から1週間	人事委員会事務局

8 給 与

この選考試験に合格し採用される者の初任給（高校卒の場合）は、146,500円（平成

14年4月1日現在)である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

また、初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

### 9 受験手続

申込書請求及び申込先

山梨県人事委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6 - 1 (県庁別館3階)

電話 055-223-1821

郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用選考試験申込書請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒[33cm×24cm程度の大きさ])を同封して請求すること。

また、山梨県のホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に申込書の様式をPDFファイルで掲載しているのでダウンロードし、様式を印刷して申込みすることもできる。

(申込受験票はすべて自筆とし、ワープロによる入力やインターネットによる申込みは不可とする。)

申込方法

申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで直接持参するか、又は郵送すること。

郵送の場合は、封筒の表に「職員採用選考受験」と朱書し、必ず書留郵便にすること。

車イスで来庁した人は、県庁受付(本館1階)に申し出て、人事委員会事務局まで電話すること。

申込みの際は、受験票に写真をはらないこと。

受験票の交付

受験票は11月12日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は、問い合わせること。

受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真(縦6cm、横5cm、上半身、脱帽、正面向きのもの)を受験票にはり、試験当日に持参すること。受験票に写真をはっていない場合は受験できない。

面接カードの提出

試験申込みの際「面接カード」用紙を配布するので、HB以上の濃い鉛筆で必

要事項を記入し、11月20日までに人事委員会事務局に提出(郵送の場合は11月20日必着)すること。

資格の確認

受験資格の有無、申込書記載事項等について確認を行う。

なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合がある。

### 10 その他

試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。

試験当日は、受験票、身体障害者手帳、筆記具、消しゴム、昼食を持参すること。(なお、筆記具については、濃さをHBとし、ボールペンなどの書き直しのできないものは不可。)

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第六号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年九月五日

山梨県公安委員会

委員長 石 屋 忠 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三を次のように改める。

(取得時講習の手続等)

**第十八条の三** 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原付免許、大型第一種免許又は普通第一種免許を受けようとする者に対する講習(以下「取得時講習」という。)の講習時間は、次に掲げるとおりとする。

一 次条第八条の二第一項第四号に規定する講習(以下「普通車講習」という。)は、四時間とする。

二 次条第八条の二第一項第五号に規定する講習(以下「大型二輪車講習」という。)は、三時間とする。

三 次条第八条の二第一項第六号に規定する講習(以下「普通二輪車講習」という。)は、三時間とする。

四 次条第八条の二第一項第七号に規定する普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許

- 許に係る講習（以下「応急救護処置講習（一）」という。）は、三時間とする。
- 五 法第百八条の二第一項第七号に規定する大型第二種免許及び普通第二種免許に係る講習（以下「応急救護処置講習（二）」という。）は、六時間とする。
- 六 法第百八条の二第一項第八号の二に規定する講習（以下「旅客車講習」という。）は、六時間とする。
- 七 法第百八条の二第一項第八号に規定する講習（以下「原付講習」という。）は、三時間とする。
- 2 前項各号の講習を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 一 普通車講習受講申請書 別記様式第十五
  - 二 大型二輪車講習受講申請書 別記様式第十五の二
  - 三 普通二輪車講習受講申請書 別記様式第十五の二の一
  - 四 応急救護処置講習（一）受講申請書 別記様式第十五の二の三
  - 五 応急救護処置講習（二）受講申請書 別記様式第十五の二の四
  - 六 旅客車講習受講申請書 別記様式第十五の二の五
  - 七 原付講習受講申請書 別記様式第十五の二の六
- 3 取得時講習は、次に掲げる別表の講習科目及び時間割等に関する基準のとおり実施する。
- 一 普通車講習の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の三
  - 二 大型二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の四
  - 三 普通二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の五
  - 四 応急救護処置講習（一）の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の六
  - 五 応急救護処置講習（二）の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の六の二
  - 六 大型旅客車及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の七
  - 七 原付講習の講習科目及び時間割等に関する基準 別表第四の八
- 4 取得時講習の実施に関しては、別に定めるところによる。
- 5 公安委員会は、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習（一）、応急救護処置講習（二）、旅客車講習又は原付講習を終了した者からの申出により、それぞれ次に掲げる講習終了証明書を交付するものとする。
- 一 普通車講習終了証明書 別記様式第十五の三
  - 二 大型二輪車講習終了証明書 別記様式第十五の三の二
  - 三 普通二輪車講習終了証明書 別記様式第十五の三の三

- 四 応急救護処置講習（一）終了証明書 別記様式第十五の三の四
  - 五 応急救護処置講習（二）終了証明書 別記様式第十五の三の五
  - 六 大型旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の六
  - 七 普通旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の七
  - 八 原付講習終了証明書 別記様式第十五の三の八
- 6 前項の講習終了証明書の有効期間は、当該講習を終了した日から起算して一年とする。
- 別表第四を次のように改める。

## 別表第4（第18条関係）

## 更新時講習に関する基準

## 1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	ア 今後における無事故・無違反及び安全運転を奨励する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計			30分

## 2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間

1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	ア 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 イ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導	ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運	20分

	(2) まとめ	<p>転の心構えを指導する。</p> <p>イ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。</p>	
講習時間合計			60分

## 3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1) 地域における車社会の実態</p> <p>(2) 交通事故の特徴</p>	<p>ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。</p> <p>イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。</p>	10分
2 運転者の心構えと義務	<p>(1) 安全運転の心構え</p> <p>(2) シートベルト、ヘルメットの着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>	<p>ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。</p> <p>イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	10分
3 安全運転の知識①	最近において改正が行われた道路	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要	10分

	交通法令の知識	な事項の要点を説明する。	
	前半講習のまとめ	前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識②	危険予測と回避方法等	OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導  (2) まとめ	ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計			60分

4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメット	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性和効果について事	10分

	<p>の着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>	<p>例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	
<p>3 安全運転の知識</p>	<p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回避方法等</p>	<p>ア 受講対象に応じたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</p> <p>イ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p> <p>エ 身近な事象事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ討論させる。</p>	<p>40分</p>
<p>4 運転適性、技能についての診断と指導</p>	<p>(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用）</p> <p>(2) 運転適性診断と指導（検査機器使用）</p> <p>(3) 安全運転態度の診断と指導</p>	<p>ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。</p> <p>エ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運</p>	<p>60分</p>

	(4) 運転技能診断と指導	<p>転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。</p> <p>オ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>	
講習時間合計			120分

注 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

5 初回更新者講習

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1) 地域における車社会の実態</p> <p>(2) 交通事故の特徴</p>	<p>ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。</p> <p>イ 地域における事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。</p>	10分
2 運転者の心構えと義務	<p>(1) 安全運転の心構え</p> <p>(2) シートベルト、ヘルメットの着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>	<p>ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。</p> <p>イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	10分

<p>3 安全運転の知識</p>	<p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回避方法等</p>	<p>ア 運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</p> <p>イ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p> <p>エ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事象事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ討論させる。</p>	<p>40分</p>
<p>4 運転適性、技能についての診断と指導</p>	<p>(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用）</p> <p>(2) 運転適性診断と指導（検査機器使用）</p> <p>(3) 安全運転態度の診断と指導</p> <p>(4) 運転技能診断と指導</p>	<p>ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。</p> <p>エ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。</p> <p>オ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>	<p>60分</p>
<p>講習時間合計</p>			<p>120分</p>

注 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表第四の六の二中「応急救護処置講習(二)の科目及び時間割等に関する基準」を「応急救護処置講習(二)の講習科目及び時間割等に関する基準」と改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会告示第四十八号

運転免許等試験の実施(平成十四年山梨県公安委員会告示第十号)の一部を改正し、平成十四年十月一日から適用する。

平成十四年九月五日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

二の1の表中「毎月五日及び二十日(土曜日、日曜日又は)」を「毎月第一火曜日及び第三火曜日(」に改める。

二の3の表中「毎月五日及び二十日(土曜日、日曜日又は)」を「毎月第一火曜日及び第三火曜日(」に改める。